



コラボヘルス推進について

はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、当組合では、適用事業所の「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所との連携(コラボヘルス)により効率的かつ効果的な事業を次のとおり実施しております。

事業目的及び内容

生活習慣病の予防を目的に以下 (1) (2) の事業を実施します。

(1) 健診結果及びリスク保有者データの共有による事後指導

共同利用するデータ：生活習慣病関連項目

⇒事業所が実施する法定健診、または健保組合が補助する人間ドック「生活習慣病関連項目（血圧・脂質・血糖など）」の検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

(例：喫煙者に対する禁煙治療の利用促進通知など)

(2) 高リスク保有者等に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ：がん検診結果の精密検査者及び生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報（例：がん検診結果の精密検査者で検査後6か月経過時における医療機関を受診していない等）

※病歴等の情報は含まれません

⇒検査及び治療が必要と判断される「該当者」に対して、健診等実施後6か月経過時における医療機関への受診が確認できない場合は、健保組合から「お知らせ」による受診勧奨を実施します。

上記(1)及び(2)の詳細については別紙1をご覧ください。

なお、(2)のがん検診結果に基づく受診勧奨事業につきまして、契約締結事業所を随時募集しており、詳細は別紙2をご覧ください。

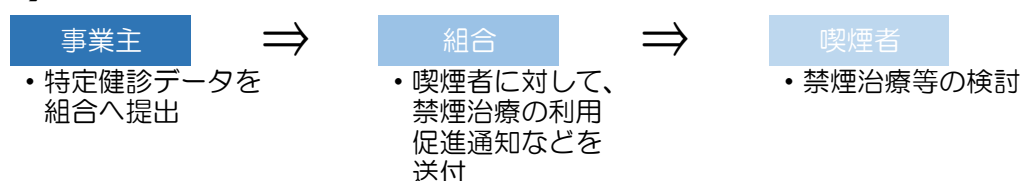
健診結果等データ共有による事後指導及び受診勧奨事業について

(1) 健診結果及びリスク保有者データの共有による事後指導

①喫煙者に対する禁煙治療の利用促進

実施方法	健診等の問診結果による喫煙者に対して、禁煙治療の利用促進通知及びパンフレットなどを送付
効果	禁煙による健康被害の低減

【事業フロー】

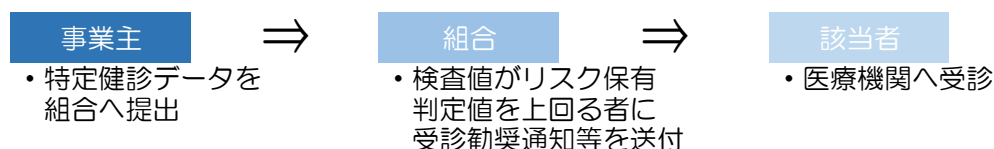


(2) 高リスク保有者等に対する医療機関への受診勧奨

①糖尿病腎症等の生活習慣病の重症化予防事業

実施方法	HbA1c数値が6.5以上の該当者のうち糖尿病等の生活習慣病にかかる受診履歴がない者に対して、受診勧奨通知及びパンフレットなどを送付し、通知後（6か月後）の受診履歴を確認
効果	糖尿病腎症（人工透析者）への重症化予防

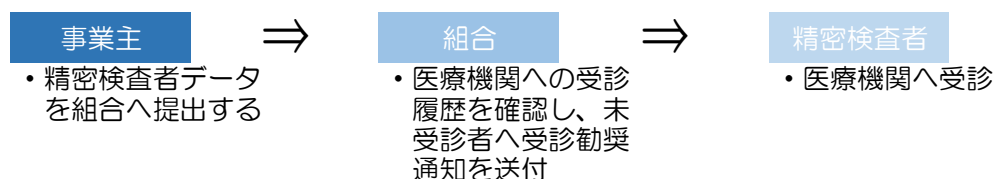
【事業フロー】



②がん検診結果に基づく受診勧奨事業

実施方法	がん検診結果（肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）の精密検査者に対して、検査後6か月経過時における医療機関への未受診者に受診勧奨（通知）及びパンフレットなどを送付
効果	早期発見・治療による重症化予防

【事業フロー】



がん検診の結果に基づく受診勧奨事業について（契約締結事業所の募集）

事業内容	事業所の職員健診等で実施したがん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）の結果において、要精密検査に該当した被保険者データを提供いただき、検診後6か月経過時における医療機関未受診者に対して、当組合から受診勧奨通知を送付する
目的	早期発見・治療による重症化予防のため
対象者	データ提供等に関して契約締結をいただいた事業所のうち、データ共有に同意された被保険者に限る
申込方法	ご締結いただける事業所の担当者から、当組合に電話にて申込後「健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書」等を締結（連絡先：管理課 電話 043-241-8514）
開始時期	令和5年4月以降のがん検診結果から
ご提供いただくデータ	がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）の結果のうち、要精密検査となった者の「記号番号」「氏名」「生年月日」「がん検診の種類」「検診実施年月日」などのデータ

【データ提供から受診勧奨までの流れ】

①契約締結事業所から、要精密検査者のデータを当組合へ提出

がん検診等実施後、1か月後を目途に当組合へご提出してください

②がん検診等実施日から6か月後、当組合で医療機関の受診状況を確認

受診の有無は診療報酬明細書（レセプト）にて確認します

※確認した受診状況等について、対象者以外に通知することはありません

③受診が無い者に対し、自宅へ受診勧奨通知を送付

④受診勧奨通知送付から4か月後、当組合で再度医療機関の受診状況を確認

⑤受診が無い者に対し、自宅へ再度受診勧奨通知を送付

※早期発見・治療という目的に鑑み、これ以上の受診勧奨は行いません

【個人情報の取扱について】

ご提供いただくデータについては、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 5 項に基づき、利用する目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供に該当しないものされておりますが、本事業でのデータ共有について同意されない被保険者がいる場合は、本人の申出によりその者のデータ利用はいたしません。

本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。また、**本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内**でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せれることになり、個人情報データにつきましては、当組合の個人情報管理規程に基づき、厳重に取り扱い適正に管理を実施いたします。